

十日町市防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における防災力向上の担い手となる人材を育成し、災害に強いまちづくりを推進するため、防災士の資格取得に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において、市内に住所を有する者
- (2) 申請時において、市税を滞納していない者
- (3) 地域における防災活動の担い手として、自主防災組織、自治会等で活動する意思のある者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十日町市防災士育成事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (2) 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し

2 前項の規定による申請の期限は、申請者が防災士認証登録（以下「登録」という。）を受けた日から起算して60日以内又は登録を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、十日町市防災士育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、十日町市防災士育成事業補助金請求書（様式第3号）により、市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、十日町市防災士育成事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたと認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、十日町市防災士育成事業補助金返還請求書（様式第5号）により、補助金の交付を受けた者に対して期限を定め、その返還を求めるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、地域における防災活動の担い手として地域で実施する防災活動に積極的に参加するとともに、市が実施する防災に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助金の 限度額
(1) 防災士教本代 (2) 防災士研修講座受講料 (3) 防災士資格取得試験受験料 (4) 防災士認証登録料 (5) その他取得経費として認められるもの	補助対象経費 の3分の2以 内（1,000円 未満切捨て）	40,000円

ただし、防災士資格の取得に係る他の補助金等を受けている場合は、その金額を経費から除く。		
---	--	--